

時間外投げ込み

令和8年6月29日

報道機関各位

自然保護課
(公印省略)

ツキノワグマ出没特別警報の発表について

このことについて、下記のとおり「ツキノワグマ出没特別警報」を発表しますので、県民に対する一層の注意喚起について特段の御配慮をお願いします。

記

1 ツキノワグマ出没特別警報について

(1) 期間

令和8年6月29日(月) ~ 令和8年7月31日(金)

(2) 区域

八甲田地区 (いわゆる八甲田山系)

(3) 理由

山菜採りシーズンにおいて、短期間で2件の人身被害が発生したため

(4) 注意喚起の内容

- ・人身被害が発生している場所周辺への入域は絶対に控えること
- ・被害発生現場周辺は、広く十和田八幡平国立公園の特別保護地区となっており、自然公園法により山菜やキノコの採取は禁止され、刑罰の対象となっていること
- ・また、八甲田地区の大半は国有林で、所有者である国の許可なく立ち入ることが禁止されており、森林法により山菜やキノコの採取は禁止されていること
- ・奥山はクマの生息場所であり、タケノコを含む山菜はクマの貴重な食糧となっていること

| 報道機関用提供資料 (連絡先) | | |
|-----------------|---|--------------|
| 担当課 | 環境エネルギー部 自然保護課鳥獣対策グループ 総括主幹 福田 真樹 | |
| 電話番号 | 内線 | 6505 |
| | 直通 | 017-734-9257 |
| 報道監 | 環境エネルギー部 次長 吉田 巧 | |

(知事コメント)

令和8年6月29日
自然保護課

ツキノワグマ出没特別警報の発表について

本日、青森市の八甲田山中において、タケノコ採りで入山したと思われる方が、ツキノワグマに襲われ、死亡したと見られる事故が発生しました。

亡くなられた方には、心よりお悔やみ申し上げます。

県では、ツキノワグマに関する県の注意報・警報の発表基準に基づき、本日、八甲田地区いわゆる八甲田山系を対象に「ツキノワグマ出没特別警報」を発表しました。

県民の皆様には、県のくまログあおもりで公開している出没情報を確認していただき、人身被害が発生した場所には絶対に近づかないでください。

被害発生現場周辺は、広く十和田八幡平国立公園の特別保護地区となっていること、また、大半が国有林で、所有者である国の許可なく立ち入ることが禁止されており、法律で山菜やキノコの採取は禁止されています。

さらに、奥山はクマの生息場所です。タケノコを含む山菜はクマが好む食糧でもあり、遭遇の危険性が極めて高くなります。このことについても改めて認識していただき、被害に遭わないよう十分御留意ください。